

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	子ども未来部 子ども政策課	
不利益処分名	児童福祉施設（保育所に限る）に対する事業停止命令	
根 拠 法 令	児童福祉法	
根 拠 条 項	第46条第4項	
連 絡 先	(電話621-5240)	
処 分 基 準	<p>第46条第4項</p> <p>都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第45条第1項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。</p>	
	参 考 事 項	徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設定等年月日	平成26年8月1日設定（令和3年4月1日最終変更）